

各共済契約者様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 松縄 正

**令和7年度の掛金納付対象職員届の提出及び掛金納付請求について（通知）**

社会福祉施設職員等退職手当共済事業の業務につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。来月から、新事業年度となりますので、令和7年度の掛金納付についてご案内いたします。下記のとおり書類の提出・掛金の納付をお願いいたします。

掛金納付対象職員届は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条に基づく掛金納付のため、社会福祉施設職員等退職手当共済約款第18条で規定した書類であり、各年度に納付していただく掛金額の基礎となる職員数や、前年度の被共済職員期間となる月・ならない月、育児休業等の状況を届け出る書類です。

また、給付費の財源である国及び都道府県の補助金の請求の基礎になる書類でもありますので、記載漏れや記入誤りがないよう十分ご注意のうえ作成してください。

記

1 掛金納付対象職員届 【提出期限 令和7年4月30日（必着）】

令和7年1月より運用を開始している退職手当共済システムで、作成から届まで行えます。手順は、ホームページに掲載している「掛金納付対象職員届の提出手続きマニュアル」、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度マニュアル」及び「システムの操作説明動画」をご参照ください。

※令和7年1月より、退職手当共済のすべての手続きがオンラインで申請可能となったため、届出の際は、原則システムをご利用いただきますようお願いいたします。

※インターネット環境が整っていないなどの理由で、システムを利用できない場合は、別途届出方法を案内しますので、当機構までご連絡ください。

2 掛金 【納付期限 令和7年5月31日】

(1) 単位掛金額は、**47,500円**の予定です。（令和7年3月末の厚生労働大臣告示により決定します。決定次第、機構ホームページでお知らせいたします。）

※掛金の額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法 第15条第3項「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」の規定に基づき、毎年度厚生労働省において決定しております。

※この単位掛金額は、近年の退職手当金の支給額の増加傾向、被共済職員数の推移等を踏まえた掛金の改定を反映したものとなっております。

(2) 掛金額は、下記アからエまでの合計額

ア. 社会福祉施設等職員 令和7年4月1日現在社会福祉施設等職員数×47,500円

イ. 特定介護保険施設等職員（制度改正に係る経過措置により引き続き公費助成の対象となっている被共済職員に限る。） 令和7年4月1日現在特定介護保険施設等職員数×47,500円

ウ. 特定介護保険施設等職員（制度改正に係る経過措置により引き続き公費助成の対象となっている被共済職員を除く。） 令和7年4月1日現在特定介護保険施設等職員数×47,500円×3

エ. 申出施設等職員 令和7年4月1日現在申出施設等職員数×47,500円×3

（裏面に続く）

(3) 振込先は、当機構指定の銀行口座です。

退職手当共済システムから金額等が記載された振込用紙を印刷しご使用ください。

(4) 掛金は、4月1日に新設(申出)された施設の職員分を含めて、一括で納付してください。

※ 納付期限までに掛金が納付されなかった場合は、年10.95%の割増金が発生します。

また、納付期限後2か月以内に掛金が納付されなかった場合は、退職手当共済契約が解除されることとなりますのでご注意ください。

※ 令和7年度の保育所等に対する公費助成については、令和7年度予算が成立後、継続が決定します。公費助成の継続が正式に決まり次第、福祉医療機構よりお知らせいたします。

なお、保育所等に対する公費助成については、こども家庭庁が公表している「令和7年度 保育関係予算案の概要」において、「他の経営主体とのイコルフットィングの観点及びこども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る」とされています。